

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年佐賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第6（第24条関係）			別表第6（第24条関係）		
納付義務者	区分	額	納付義務者	区分	額
1 法第3条第1項の許可（以下「営業許可」という。）を受けようとする者	(1) ぱちんこ屋又は政令第7条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（以下「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。		1 法第3条第1項の許可（以下「営業許可」という。）を受けようとする者	(1) ぱちんこ屋又は政令第7条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（以下「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。	
	ア 3月以内の期間を限って営む営業	<u>16,000円</u>		ア 3月以内の期間を限って営む営業	<u>15,000円</u>
	イ その他の営業	<u>27,000円</u>	イ その他の営業	<u>25,000円</u>	
	(2) ぱちんこ屋又は政令第7条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で	(1)の <u>ア又はイ</u> に定める額に、 <u>遊技機認定を受けた遊技機以外</u>		(2) ぱちんこ屋又は政令第7条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で	(1)の <u>ア又はイ</u> に定める額に、 <u>2,800円（法第20条第4項の検</u>

改正前		改正後	
	<p>営業所に設置する遊技機に遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき。</p>		<p>営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>
	<p>の遊技機 1 台ごとに20円（法第20条第4項の検定（以下「遊技機検定」という。）を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ10の項の(3)の右欄に定める額から2,700円を減じた額）を加算した額</p>		<p>定（以下「遊技機検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乘じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機 1 台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ10の項の(3)の右欄に定める額から8,000円を減じた額）を加算した額</p>
(3)	ぱちんこ屋及び政	(3)	ぱちんこ屋及び政

改正前			改正後			
	<p>令第7条に規定する営業以外の風俗営業について営業許可を受けようとする場合</p> <p>ア 3月以内の期間を限って営む営業</p> <p>イ その他の営業</p>	<p>15,000円</p> <p>27,000円</p>		<p>令第7条に規定する営業以外の風俗営業について営業許可を受けようとする場合</p> <p>ア 3月以内の期間を限って営む営業</p> <p>イ その他の営業</p>	<p>14,000円</p> <p>24,000円</p>	
2～5 略			2～5 略			
6	<p>法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認（以下「遊技機承認」という。）を受けようとする者</p>	<p>(1) 遊技機承認を受けようとする遊技機に遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合</p> <p>(2) 遊技機承認を受けようとする遊技機に遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合</p>	<p>3,400円</p> <p>3,400円に、遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（遊技機検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ10の項の(3)の右欄に定める額から2,700円を減じた額）</p>	6	<p>法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認（以下「遊技機承認」という。）を受けようとする者</p> <p>(1) 遊技機承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合</p> <p>(2) 遊技機承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p>	<p>2,400円</p> <p>5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乘以て得た額を加算した額）に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機</p>

改正前			改正後		
		を加算した額			については、それぞれ10の項の(3)の右欄に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額
7～9 略			7～9 略		
10 遊技機認定を受けようとする者	(1) 指定試験機関が行う遊技機認定に必要な試験(以下「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について遊技機認定を受けようとする場合 (2) 遊技機検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について遊技機認定を受けようとする場合 (3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合 ア ぱちんこ遊技機 ア 入賞を容易に	<u>2,700円</u> <u>2,720円</u>	10 遊技機認定を受けようとする者	(1) 指定試験機関が行う遊技機認定に必要な試験(以下「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について遊技機認定を受けようとする場合 (2) 遊技機検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について遊技機認定を受けようとする場合 (3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合 ア ぱちんこ遊技機 ア 入賞を容易に	<u>2,200円</u> <u>4,340円</u>

改正前		改正後	
	<p>するための装置であって遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定するもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>a マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの</p> <p>b aに掲げるもの以外のもの</p> <p>(イ) 特定装置が設けられているもの</p> <p>(ア) に掲げるもの</p>		<p>するための装置であって遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定するもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>a マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの</p> <p>b aに掲げるもの以外のもの</p> <p>(イ) 特定装置が設けられているもの</p> <p>(ア) に掲げるもの</p>
	31,700円		35,000円
	8,200円		16,300円

改正前			改正後		
	<p>の以外のもの オ アからエまでに掲 げる遊技機以外の遊 技機</p> <p>(ア) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるも の以外のもの</p>	<p><u>24,700円</u></p> <p><u>3,680円</u></p>		<p>の以外のもの オ アからエまでに掲 げる遊技機以外の遊 技機</p> <p>(ア) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるも の以外のもの</p>	<p><u>29,000円</u></p> <p><u>12,600円</u></p>
11 遊技機検定を 受けようとする 者	<p>(1) 指定試験機関が行 う遊技機検定に必要な 試験（以下「型式試験」 という。）を受けた型 式について遊技機検定 を受けようとする場合</p> <p>(2) 他の都道府県公安 委員会の遊技機検定を 受けた型式（型式試験 を受けたものを除く。） について遊技機検定を 受けようとする場合</p> <p>(3) (1)又は(2)の型式 以外の型式について遊 技機検定を受けようと する場合</p> <p>ア ぱちんこ遊技機 (ア) 特定装置が設</p>	<p><u>6,300円</u></p> <p><u>18,000円</u></p>	11 遊技機検定を 受けようとする 者	<p>(1) 指定試験機関が行 う遊技機検定に必要な 試験（以下「型式試験」 という。）を受けた型 式について遊技機検定 を受けようとする場合</p> <p>(2) 他の都道府県公安 委員会の遊技機検定を 受けた型式（型式試験 を受けたものを除く。） について遊技機検定を 受けようとする場合</p> <p>(3) (1)又は(2)の型式 以外の型式について遊 技機検定を受けようと する場合</p> <p>ア ぱちんこ遊技機 (ア) 特定装置が設</p>	<p><u>3,900円</u></p> <p><u>6,300円</u></p>

改正前			改正後		
	の以外のもの ウ アレンジボール遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるものの以外のもの エ じゃん球遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるものの以外のもの	<u>1,193,000円</u> <u>349,000円</u> <u>1,192,000円</u> <u>348,000円</u>		の以外のもの ウ アレンジボール遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるものの以外のもの エ じゃん球遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるものの以外のもの	<u>1,148,000円</u> <u>482,000円</u> <u>1,147,000円</u> <u>481,000円</u>
12 遊技機試験を受けようとする者	(1) ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるものの以外のもの	<u>32,300円</u> <u>8,100円</u>	12 遊技機試験を受けようとする者	(1) ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるものの以外のもの	<u>43,300円</u> <u>23,100円</u>

改正前		改正後	
イ	特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）		
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>25,300円</u>	<u>36,300円</u>
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	<u>8,100円</u>	<u>23,000円</u>
ウ	ア又はイに掲げるもの以外のもの	<u>5,700円</u>	<u>21,000円</u>
(2)	回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
ア	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>62,300円</u>	<u>68,300円</u>
イ	アに掲げるもの以外のもの	<u>15,300円</u>	<u>30,300円</u>
(3)	アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
ア	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>31,300円</u>	<u>42,300円</u>
イ	アに掲げるもの以外のもの	<u>10,800円</u>	<u>26,300円</u>
(4)	じゃん球遊技機について遊技機試験を受		

改正前		改正後	
イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）		イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,135,200円</u>	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,135,000円</u>
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	<u>290,200円</u>	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	<u>445,000円</u>
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	<u>168,200円</u>	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	<u>345,000円</u>
(2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		(2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,810,200円</u>	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,628,000円</u>
イ アに掲げるもの以外のもの	<u>393,200円</u>	イ アに掲げるもの以外のもの	<u>486,000円</u>
(3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		(3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,187,200円</u>	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,155,000円</u>
イ アに掲げるもの以外のもの	<u>343,200円</u>	イ アに掲げるもの以外のもの	<u>489,000円</u>
(4) じゃん球遊技機の型式について型式試験		(4) じゃん球遊技機の型式について型式試験	

改正前			改正後		
	を受けようとする場合			を受けようとする場合	
	ア マイクロプロセッ	<u>1,186,200円</u>		ア マイクロプロセッ	<u>1,154,000円</u>
	サーを内蔵するもの			サーを内蔵するもの	
	イ アに掲げるもの以	<u>342,200円</u>		イ アに掲げるもの以	<u>488,000円</u>
	外のもの			外のもの	
14～17 略			14～17 略		
備考			備考		
1 営業許可を受けようとする者が同時に他の営業許可を受けようとする場合における当該他の営業許可に係る手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に定める額から <u>9,300円</u> を減じた額とする。			1 営業許可を受けようとする者が同時に他の営業許可を受けようとする場合における当該他の営業許可に係る手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に定める額から <u>8,600円</u> を減じた額とする。		
2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき営業許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に定める額に <u>7,400円</u> を加算した額とする。			2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき営業許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に定める額に <u>6,800円</u> を加算した額とする。		
3～5 略			3～5 略		
6 遊技機認定を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、それぞれ10の項の右欄に定める額から <u>2,700円</u> を減じた額とする。			6 遊技機認定を受けようとする者が同時に当該遊技機認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、10の項の右欄の規定にかかわらず、同項の(1)の場合にあっては0とし、同項の(2)の場合にあっては40円とし、同項の(3)の場合にあってはそれぞれ同項の(3)の右欄に定める額から <u>8,000円</u> を減じた額とする。		
7 遊技機試験を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、それぞれ12の項の右欄に定める額から <u>2,300円</u> を減じた額とする。			7 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、それぞれ12の項の右欄に定める額から <u>14,300円</u>		

改正前	改正後
8 略	を減じた額とする。 8 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第6の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。